

3. 議事

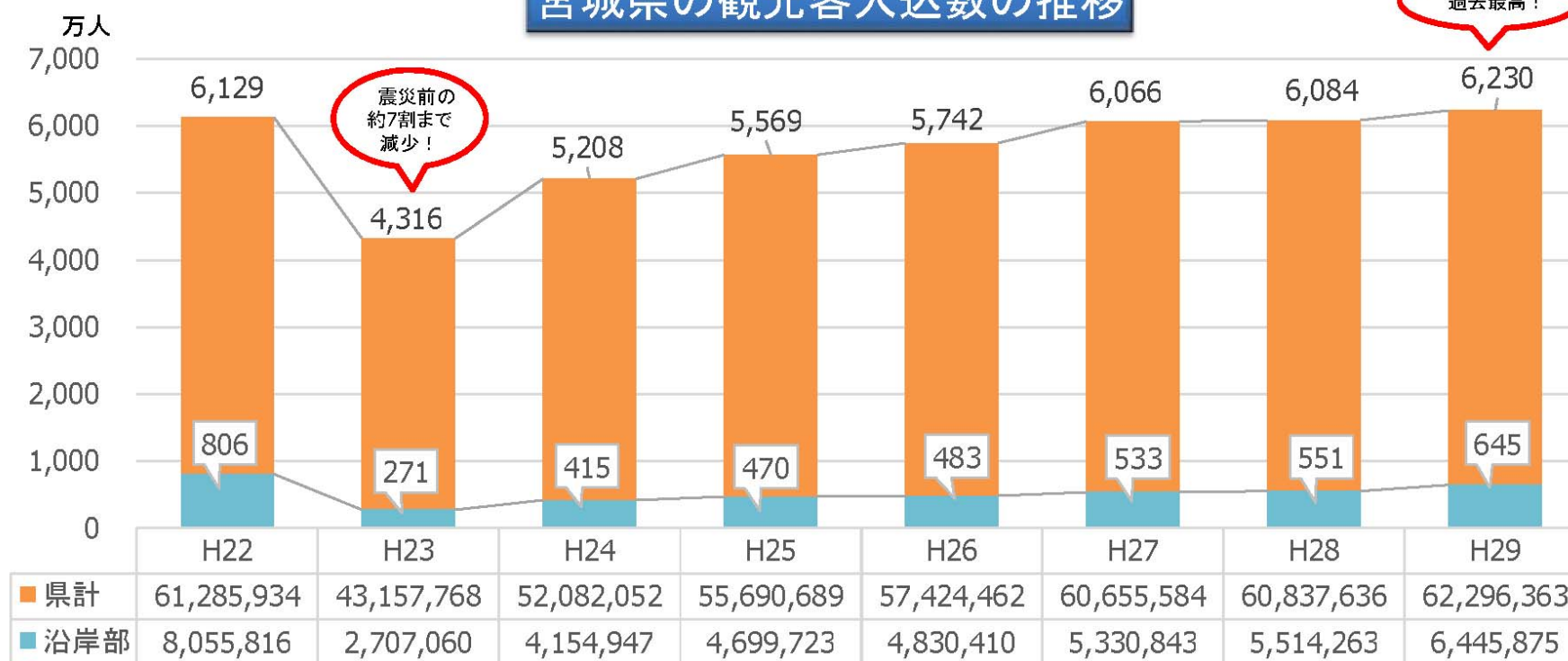
(1) 協議会の取り組み



宮城県の観光客入込数

- 宮城県の観光客入込数は、東日本大震災で大きく減少し、震災前（平成22年）の約7割まで減少したが、平成29年には震災前の水準を超え、過去最高を記録した。
- 沿岸部（石巻圏域及び気仙沼圏域）では、東日本大震災により震災前（平成22年）の約3割まで減少したが、順調な回復をみせつつも、震災前の約8割の回復に留まっている。

宮城県の観光客入込数の推移



出典：宮城県観光統計概要

■ 県計 ■ 沿岸部





宮城県の宿泊観光客数

- 宮城県の宿泊観光客数は、東日本大震災後も復興需要などにより増加の傾向にあり、震災前（平成22年）と比較し、約2割（18.4%）の伸びとなっており、過去最高を記録した。
- 沿岸部（石巻圏域及び気仙沼圏域）では、東日本大震災により震災前（平成22年）の約3割まで減少したが、順調な回復をみせ、震災前の水準まで回復している。

宮城県の宿泊観光客数の推移



出典：宮城県観光統計概要

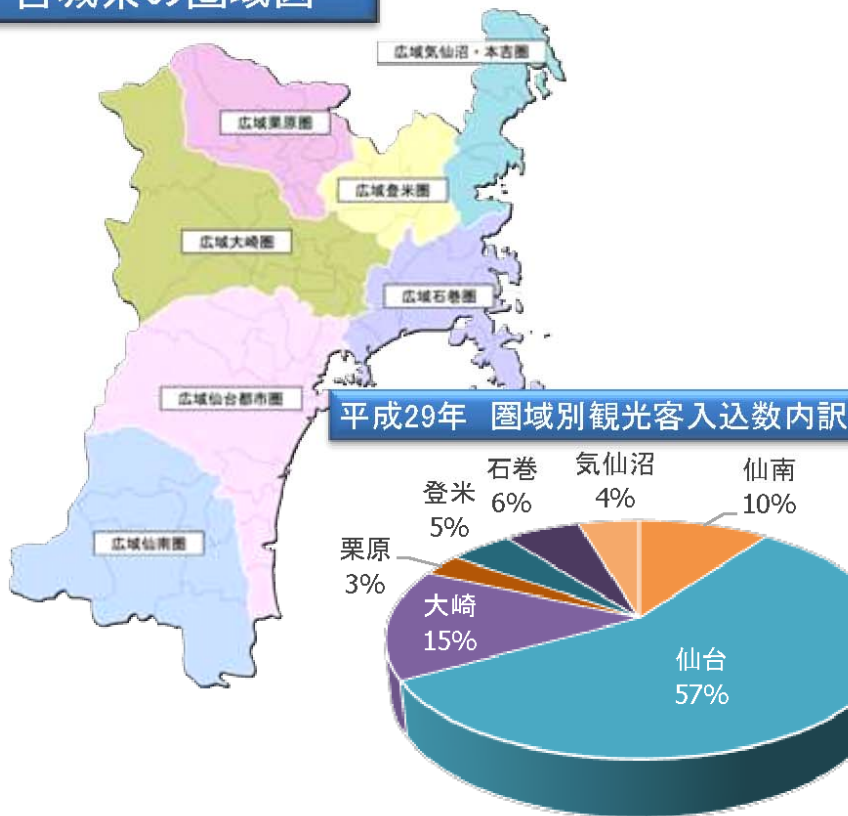




宮城県の圏域別観光客入込数・宿泊観光客数

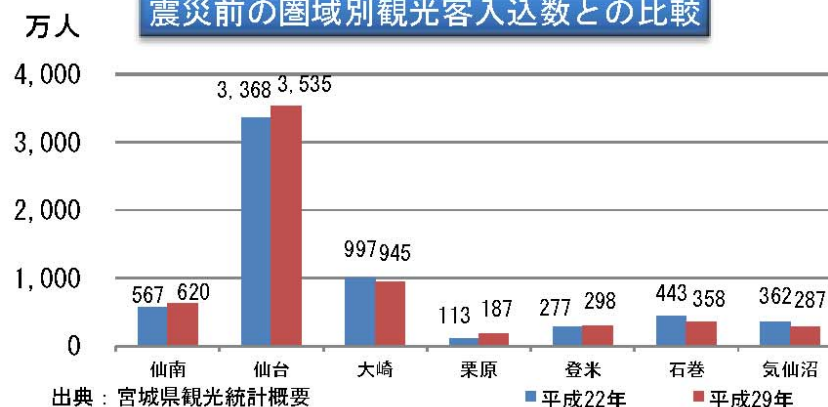
- 圏域別観光客入込数は、仙台圏域が57%と全体の約6割を占め、大崎圏域が15%、仙南圏域10%と続いている。また、震災前(平成22年)との比較では、沿岸部(石巻圏域及び気仙沼圏域)約2割減少しているのに加え、大崎圏域が5%減少している。
- 圏域別宿泊観光客数は、震災前(平成22年)との比較では、沿岸部(石巻圏域及び気仙沼圏域)はほぼ震災前の水準に回復しているが、大崎圏域が約15%減少している。

宮城県の圏域図

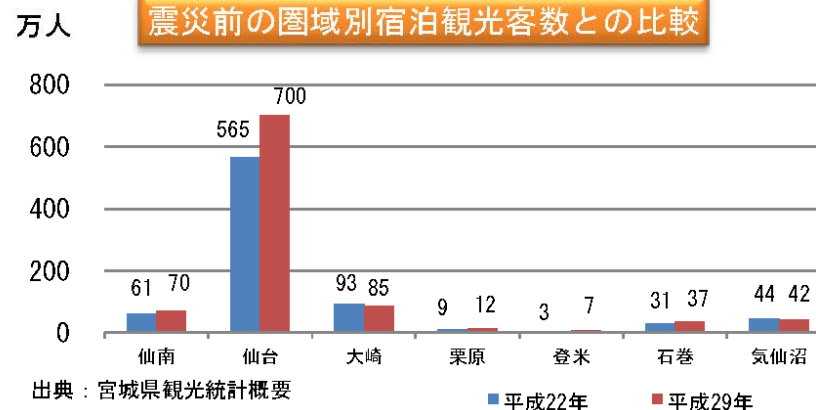


出典：宮城県観光統計概要

震災前の圏域別観光客入込数との比較



震災前の圏域別宿泊観光客数との比較

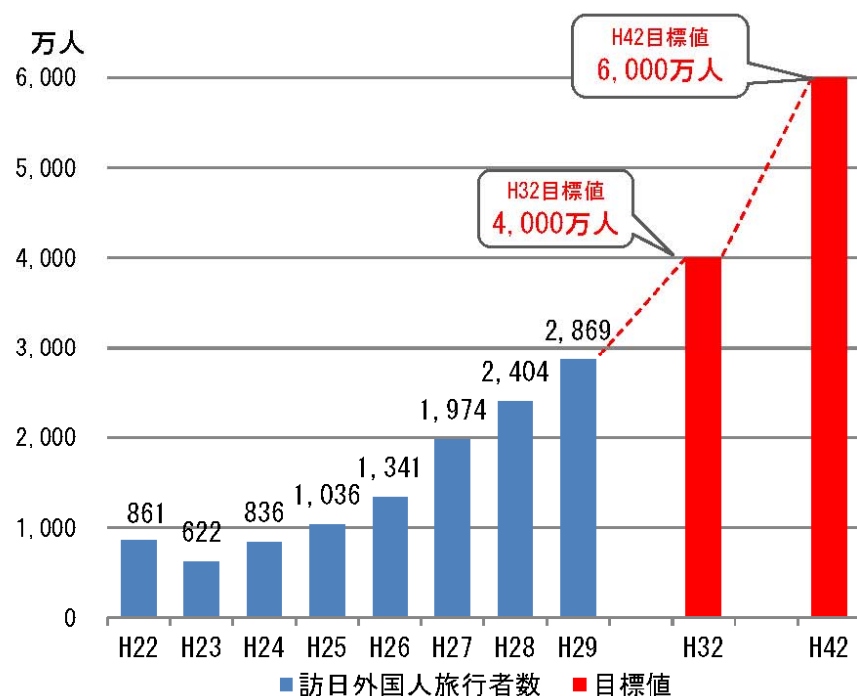




訪日外国人旅行者数

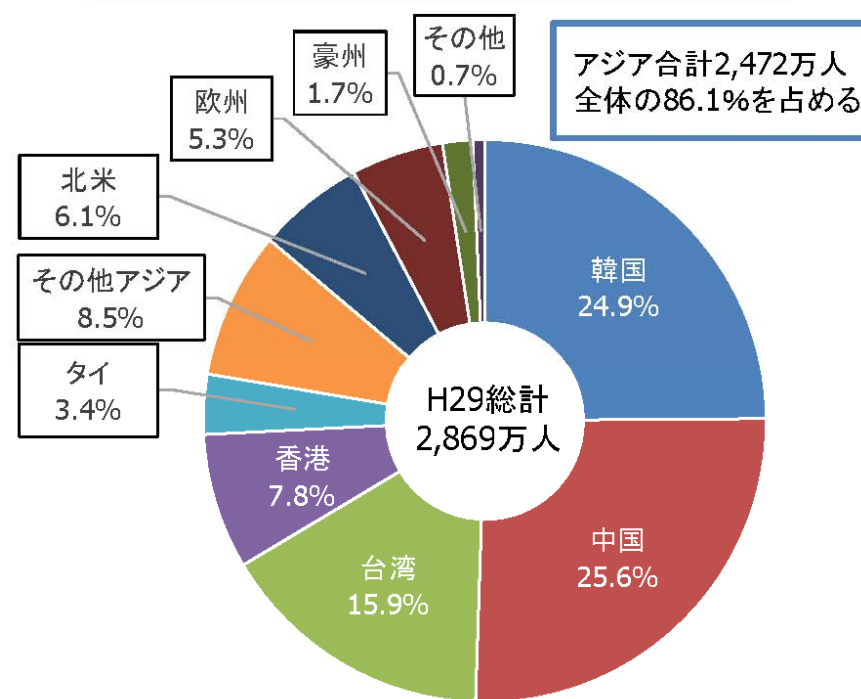
- 平成29年の訪日外国人旅行者数は、過去最高であった平成28年の2,404万人を更に上回る2,869万人（対前年比19.3%増）となり、5年連続で過去最高を更新し、平成32年に4,000万人にすると目標に向け堅調に推移している。
- 訪日外国人旅行者を国籍別に見ると、中国・韓国・台湾などのアジア諸国が全体の86.1%となっており、北米が6.1%、欧州が5.3%と続いている。

訪日外国人旅行者数の推移



出典：日本政府観光局（JNTO）年別訪日外客数の推移

国籍別訪日外国人旅行者の内訳



出典：日本政府観光局（JNTO）訪日外客数（2017年）

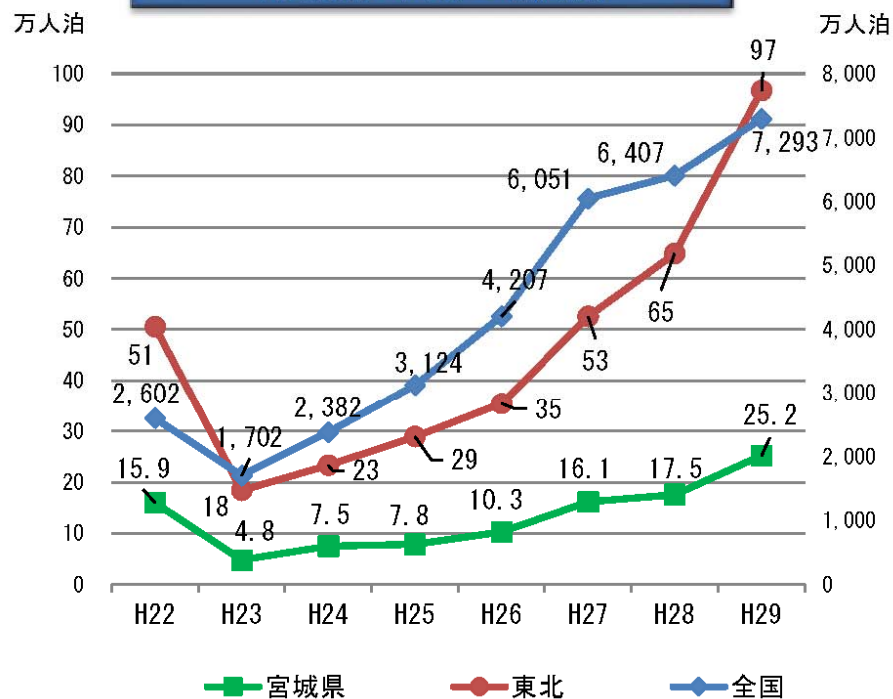




東北地方の外国人宿泊者数①

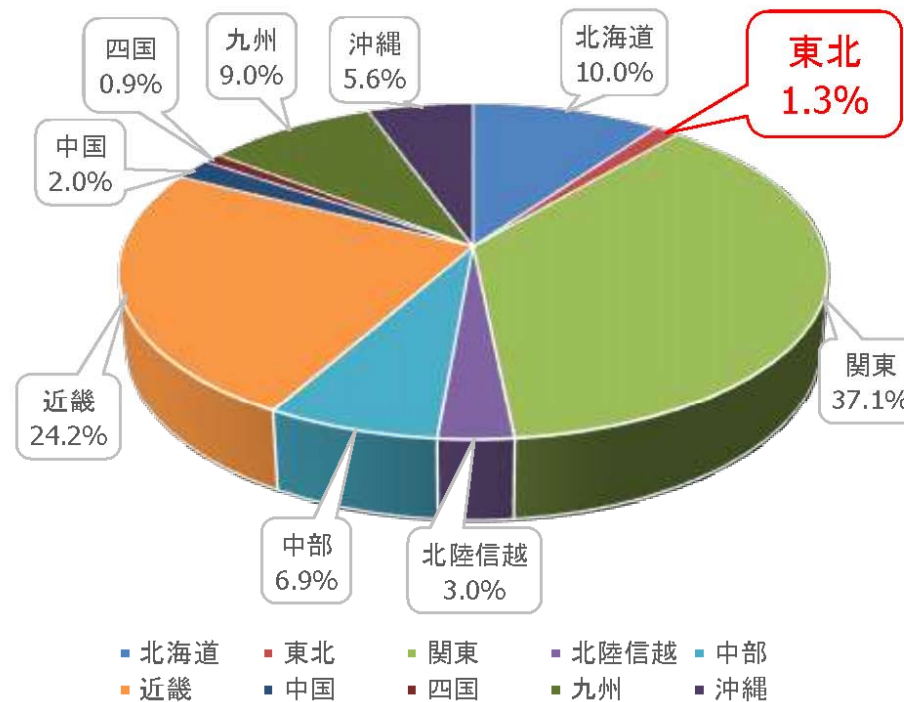
■ 全国の平成29年の外国人宿泊者数(ビジネス目的含む。)は、7,293万人(震災前比+180%)と近年大きく伸びており、これに対して東北地方も97万人(震災前比+91%)と伸びているものの、全国の中では1.3%の割合に留まっている。

全国・東北・宮城の外国人宿泊者数の推移
(従業員10人以上の施設)



出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

地区別外国人宿泊者数の割合



出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

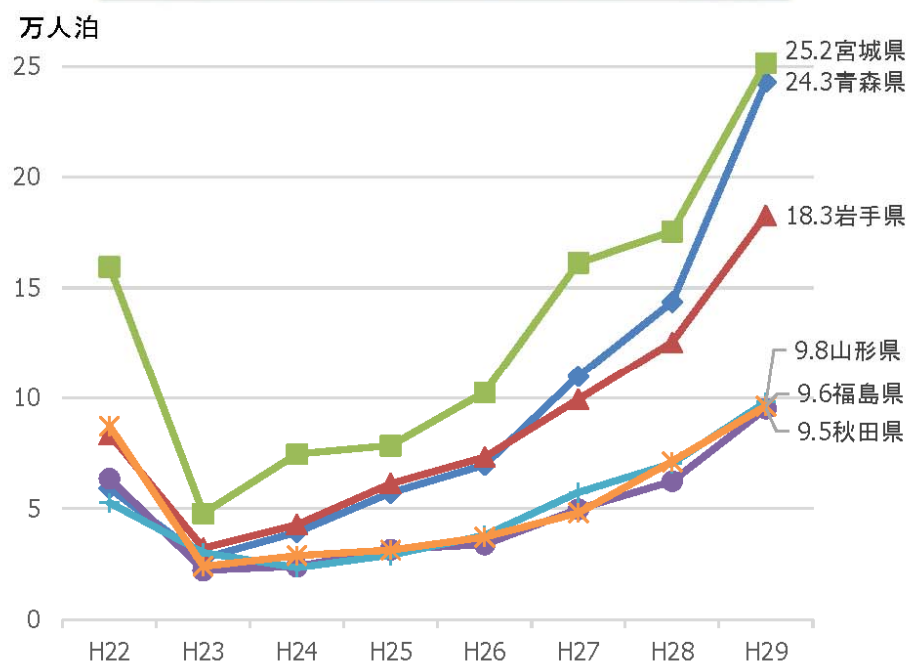




東北地方の外国人宿泊者数②

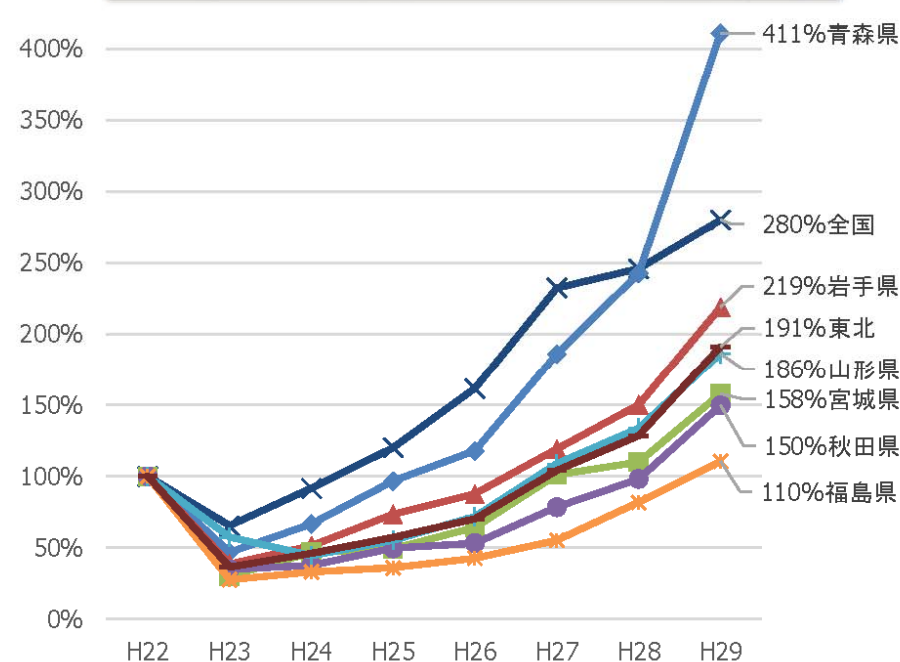
- 東北地方の外国人延べ宿泊者数は近年大きく伸びており、宮城県は平成29年に25.2万人（震災前比+58%）と震災前の水準を上回って伸びている。また、青森県は24.3万人（震災前比+311%）、岩手県は18.3万人（震災前比+119%）と、北海道新幹線の開業（平成28年3月）などを契機に著しい伸びをみせている。
- 特に青森県の震災前からの伸び率は411%と全国の伸び率を大きく上回っている。

東北地方の外国人延べ宿泊者数の推移
（従業者数10人以上の施設）



出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

東北地方の外国人延べ宿泊者数の伸び率
（平成22年を100とした場合の指数）



出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

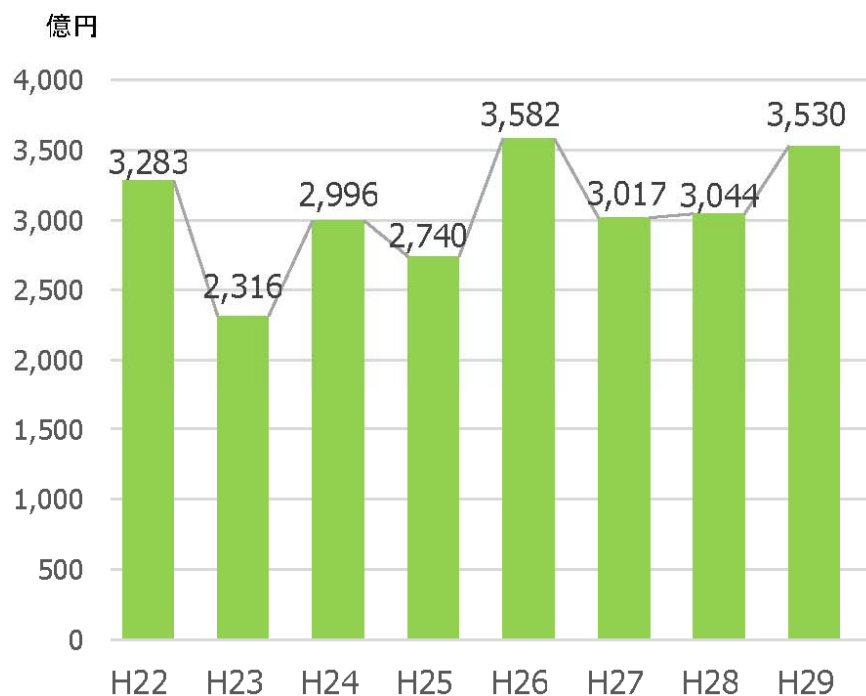




観光消費額の推移

- 平成29年の宮城県の観光消費額は3,530億円であり、震災前(平成22年)の108%まで伸びているものの、観光客入込数などの順調な伸びに対して、思うように伸びてきていない。
- 宮城県の一人一回当たりの観光消費額単価は、訪日外国人、国内客(宿泊・日帰り)それぞれの区分において、全国の水準と比べて低くなっている。

宮城県の観光消費額の推移



出典：観光庁 共通基準による観光入込客統計

観光客の消費動向(全国・宮城)

宮城県	観光消費額	人数	1人1回あたりの消費額
訪日外国人	53億円	14.5万人	36,262円
国内客(宿泊)	1,924億円	765万人	25,147円
国内客(日帰り)	1,068億円	2,227万人	4,795円

出典：観光庁 平成28年共通基準による観光入込客統計

全国	観光消費額	人数	1人1回あたりの消費額
訪日外国人	2.3兆円	4,965万人	47,243円
国内客(宿泊)	8.7兆円	3億1,856万人	27,176円
国内客(日帰り)	10.4兆円	16億9,171万人	6,134円

出典：観光庁 平成28年共通基準による観光入込客統計

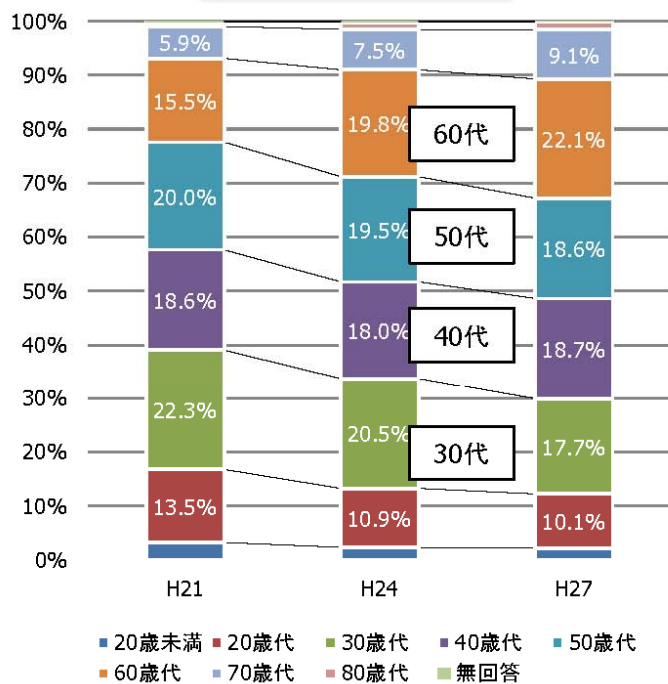


宮城県観光客の動向（年代・同行者・人数）



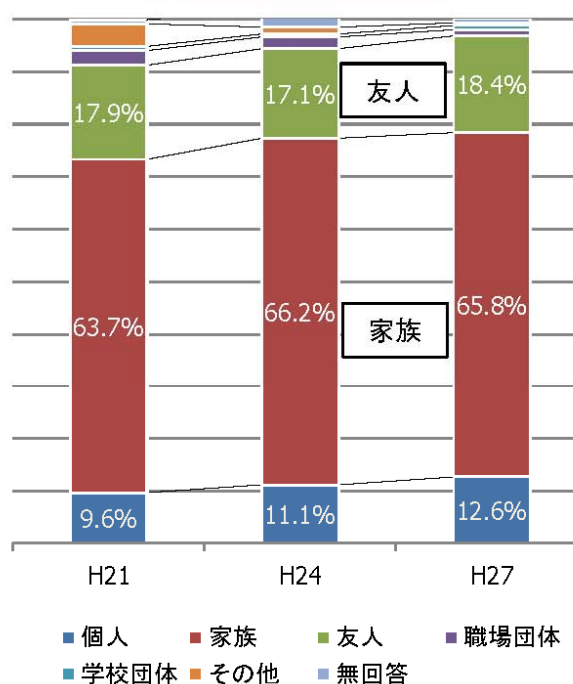
- 年代は、20歳代から60歳代まで幅広い方々が訪れている。平成27年は60歳代が増加した。
- 同行者の種類は、家族旅行が6割超を占める。
- 同行人数は、2人旅行が4割、4～5人旅行が2割を占める。

観光客の年代



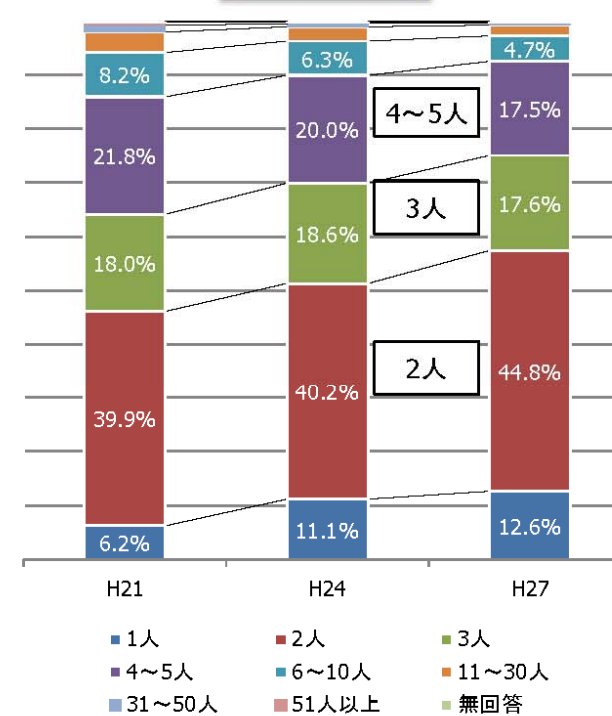
出典：宮城県観光課調べ

同行者の種類



出典：宮城県観光課調べ

同行人数



出典：宮城県観光課調べ

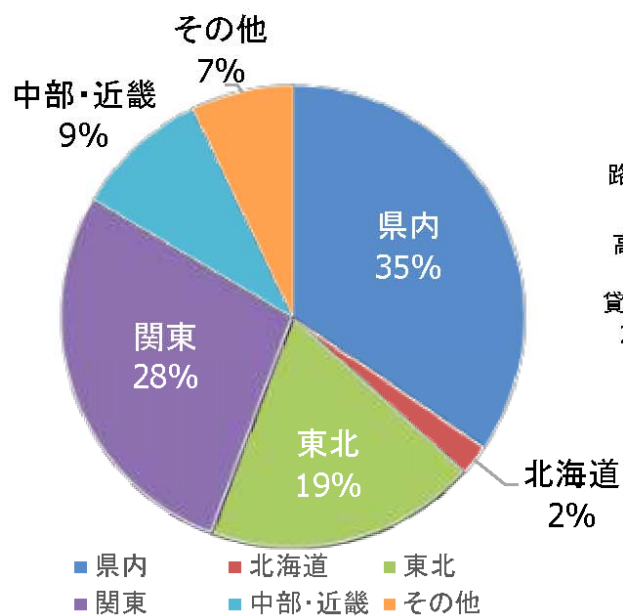


観光客の居住地別・交通手段・来訪目的



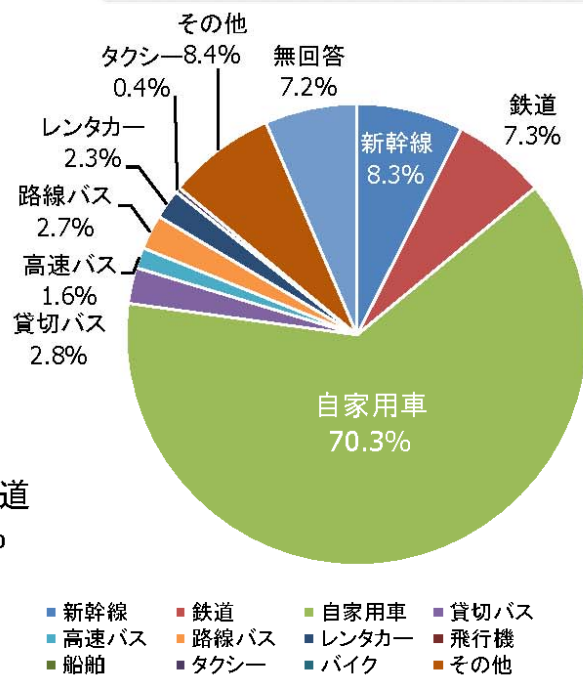
- 宿泊観光客を居住地別に見ると、県内と東北の割合が高く、合わせて5割を超える。
- 主な交通手段は自家用車が最も多く7割を占める。鉄道・新幹線は1割半程度
- 来訪目的は観光が5割を超え、イベントお祭りが約2割弱、買い物が約1割

居住地別宿泊観光客数



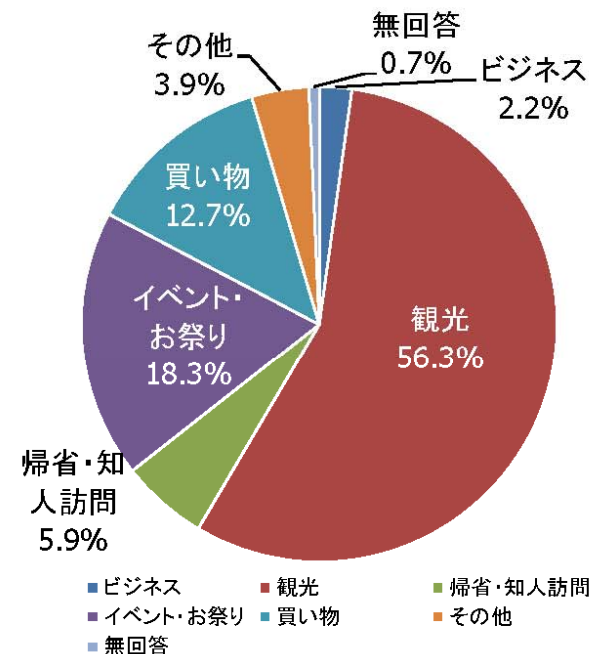
出典：宮城県観光課調べ

主な交通手段(複数回答)



出典：宮城県観光課調べ

来訪目的



出典：宮城県観光課調べ



分類別主要観光地点観光客入込数



- 県内の主要観光地点を分類別に入込数順にまとめると、イベント・行催事は、1位SENDAI光のページェント281万人、2位仙台七夕まつり179万人
- 温泉は、1位秋保温泉(仙台市)116万人、2位鳴子温泉(大崎市)111万人
- 景観・名所・旧跡等は、1位松島海岸(松島町)、2位竹駒神社(岩沼市)170万人

イベント・行催事

順位	名称	入込数
1位	SENDAI光のページェント(12月)	281万人
2位	仙台七夕まつり(8月)	179万人
3位	仙台・青葉まつり(5月)	97万人
4位	定禅寺ストリートジャズフェスティバル(9月)	79万人
5位	みちのくYOSAKOIまつり(10月)	29万人

温泉

順位	名称	入込数
1位	秋保温泉(仙台市)	116万人
2位	鳴子温泉(大崎市)	111万人
3位	遠刈田温泉(蔵王町)	73万人
4位	道の駅「上品の郷」ふたごの湯(石巻市)	30万人
5位	作並温泉(仙台市)	29万人

景観・名所・旧跡等

順位	名称	入込数
1位	松島海岸(松島町)	275万人
2位	竹駒神社(岩沼市)	170万人
3位	Koboパーク宮城(仙台市)(現楽天生命パーク宮城)	164万人
4位	鹽竈神社・志波彦神社(塩竈市)	106万人
5位	仙台城址・瑞宝殿・仙台市博物館(仙台市)	97万人

出典：平成29年 宮城県観光統計概要



自転車活用推進法の成立

- 平成28年12月9日、「自転車活用推進法」が成立（平成28年12月16日 公布）。
- 基本方針の中に、「観光旅客の来訪その他の地域活性化の支援」との記載。

自転車活用推進法の概要

目的・基本理念

(1・2条)

<目的>

- 基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること

<基本理念>

- 自転車による交通が、二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的であるという等の特性を有すること
- 自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと
- 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること
- 交通の安全の確保が図られること

国等の責務

(3・4条)

- 国は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施する
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 国・地方公共団体は、情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民・住民の理解を深め、かつその協力を得るよう努める

公共交通関係事業者の責務等

(5～7条)

- 自転車と公共交通機関との連携の促進等に努め、国・地方公共団体が実施する自転車活用の推進に関する施策に協力するよう努める
- 国、地方公共団体、公共交通関係事業者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて相互に連携を図りながら協力するよう努める

基本方針

(8条)

- ①自転車専用道路・自転車専用通行帯等の整備
- ②路外駐車場の整備、時間制限駐車区間の指定見直し
- ③シェアサイクル施設の整備
- ④自転車競技施設の整備
- ⑤高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- ⑥自転車安全に寄与する人材の育成及び資質の向上
- ⑦情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨自転車活用による国民の健康の保持増進
- ⑩学校教育等における自転車活用による青少年の体力の向上
- ⑪自転車と公共交通機関との連携の促進
- ⑫災害時の自転車の有効活用体制の整備
- ⑬自転車を活用した国際交流の促進
- ⑭観光旅客の来訪その他の地域活性化の支援等の施策を重点的に検討・実施する

自転車活用推進計画

(9～11条)

- 政府は、基本方針に即し、目標及び講ずべき必要な法制上・財政上の措置等を定めた自転車活用推進計画を閣議決定で定め、国会に報告する
- 都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

(12・13条)

国土交通省に自転車活用推進本部を置き、本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚をもって充てる（併せて国土交通省設置法の一部改正（附則5条））

その他

- 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする（14条）
- 自転車活用推進を担う行政機関の在り方について等の検討（附則2・3条）
- 市区町村道に加え、国道及び都道府県道についても自転車専用道路等を設置するよう努める旨の自転車道の整備等に関する法律の一部改正（附則4条）

施行期日：公布の日（平成28年12月16日）から6月以内で政令で定める日（附則1条）

自転車活用推進法の概要



基本理念

- 自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
- 自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保



自転車の活用を総合的・計画的に推進

責務

- 国 : 自転車の活用を総合的・計画的に推進
- 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施
- 公共交通事業者 : 自転車と公共交通機関との連携等に努める
- 国民 : 国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力

自転車活用推進計画

- 政府 : 基本方針に即し、計画を閣議決定し、国会に報告
- 都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車の日・月間

- 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする

自転車活用推進本部 及び 本部事務局について



- 国土交通省に「**自転車活用推進本部**」（本部長：国土交通大臣）を設置
- 国土交通省道路局に「**自転車活用推進本部事務局**」を設置、**各府省庁職員を併任**
- 本部において、関係省庁局長級で構成する**関係府省庁連絡会議**を設置

自転車活用推進本部

- 【本部長】 国土交通大臣
 【本部員】 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣
 経済産業大臣 環境大臣 内閣官房長官
 国家公安委員会委員長
 内閣府特命担当大臣（交通安全対策）（※）
 （※法の規定に基づき、内閣総理大臣が指定して追加）

自転車活用推進本部事務局

- 【事務局長】 国土交通省道路局長
 【事務局長代理】 国土交通省官房審議官（道路局担当）
 【次長（常駐）】 国土交通省道路局参事官 [新設]
 【次長（非常駐）】 内閣府大臣官房企画調整課長
 ※併任発令 同 政策統括官付参事官（交通安全対策担当）
 警察庁交通局交通企画課長
 総務省大臣官房企画課長
 文部科学省スポーツ庁健康スポーツ課長
 厚生労働省健康局健康課長
 経済産業省大臣官房参事官（製造産業局担当）
 環境省地球環境局地球温暖化対策課長

関係府省庁連絡会議

- 【議長】
 国土交通省道路局長
 （本部事務局長）
- 【構成員】
 内閣官房内閣審議官
 内閣府大臣官房総括審議官
 内閣府政策統括官（共生社会政策）
 警察庁交通局長
 金融庁監督局長
 消費者庁次長
 総務省大臣官房総括審議官
 文部科学省スポーツ庁次長
 厚生労働省健康局長
 経済産業省製造産業局長
 環境省地球環境局長

※大臣が本部員でない省庁も含む
 ※必要に応じて下部組織を設置可

自転車活用推進計画の構成



1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け(経緯、法律の基本理念等)
- (2) 計画期間(長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで)
- (3) 自転車を巡る現状

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

- ▶ 長期的な展望を視野に入れつつ、自転車の活用の推進を通じて目指すべき**目標**と実施すべき**施策**を記述

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

- ▶ 施策の着実な実施のための、計画期間中に講ずべき具体的な**措置**を記述

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者の連携・協力
- 調査・研究、広報活動等
- 計画のフォローアップ、見直し
- 財政上の措置等
- 附則に対する今後の取組方針(道路交通法に違反する行為への対応及び損害賠償保険加入の促進や新たな保証制度について、必要に応じて検討)

自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策



目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進
【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数
[実績値 0団体(2017年度)→目標値 200団体(2020年度)]

【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク概成市町村数
[実績値 1市町村(2016年度)→目標値 10市町村(2020年度)]
2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
3. シェアサイクルの普及促進
【指標】サイクルポートの設置数 [実績値 852箇所(2016年度)→目標値 1,700箇所(2020年度)]
4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
5. 自転車のIoT化の促進
6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. 自転車通勤の促進
【指標】通勤目的の自転車分担率 [実績値 15.2%(2015年度)→目標値 16.4%(2020年度)]

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出
【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数
[実績値 0ルート(2017年度)→目標値 40ルート(2020年度)]

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率
[実績値 29.2%(2016年度)→目標値 40%(2020年度)]

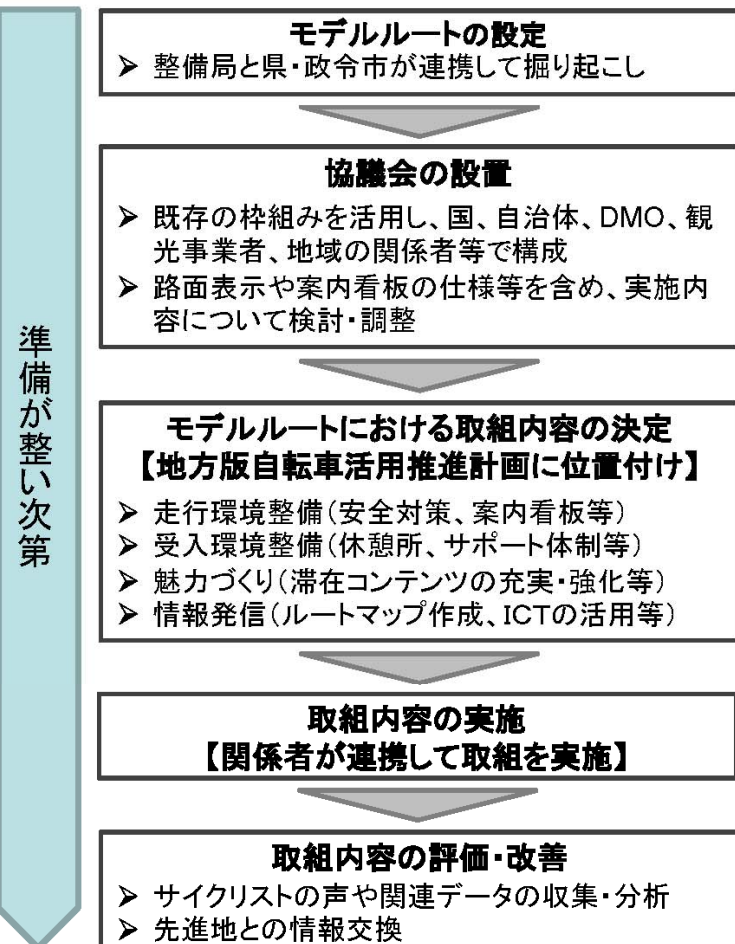
【指標】自転車乗用中の交通事故死者数※ [実績値 480人(2017年度)→目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)] ※ (13-17の関連指標)
14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
【指標】自転車技士の資格取得者数※
[実績値 80,185人(2017年度)→目標値 84,500人(2020年度)] ※ (13,14の関連指標)
15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
16. 学校における交通安全教室の開催等の推進。
【指標】交通安全について指導している学校の割合
[実績値99.6%(2015年度)→目標値 100%(2019年度)]
17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）
18. 災害時における自転車の活用の推進

モデルルートによる取組みの考え方



○先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、走行環境整備、受入環境整備、魅力づくり、情報発信を行う等、官民が連携して世界に誇るサイクリングロードの整備を図る。

■ 取組みの進め方



■ モデルルート設定の考え方

- 複数の市町村に跨がる等、広域的なルートであるか
- サイクリストを惹きつける魅力や、価値創造の素地があるか
- サイクリストの支援に向けて、地域の関係者の協力が得られるか

■ サイクリング環境向上策の例

・トイレ／給水
・入浴やシャワー施設
・おしぼりの提供
・観光パンフレットやサイクリングマップの設置

・サイクルスタンド
・メンテナンススペース
・工具／空気入れの貸出
・レンタサイクル
・ロッカー（一時荷物預り）

＜道の駅のサイクリング拠点化＞

〔 サイクルトレイン・サイクルバスを含めたアクセス方法、コース難易度、レスキューサービス、ガイドツアー、交通ルール等、サイクリストの視点に立った情報発信（多言語対応） 〕

＜路面表示＞

＜案内看板＞

モデルルート案 (仮)「震災復興・伝承広域連携ルート」について

- 東日本大震災からの復興を自転車利用の観点で盛り上げる
- 震災遺構・伝承施設などが連なる
- 日本三景松島などの景勝地、自然や温泉、海の幸など観光資源が豊富
- ツール・ド・東北など既存の自転車イベントにおいても活用されている沿岸ルートを設定

○モデルルートの課題

- ・復旧・復興工事中であり、現在は迂回を必要とする区間がある
- ・宮城県内約220kmの延長で、石巻～気仙沼間は連続した急勾配
- ・仙台市～松島町間は狭幅員でツール・ド・東北等でも活用されない



○課題に対応した主な対策

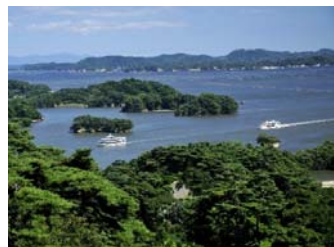
- ・1日も早い復旧・復興のため、工事の推進
- ・延長が長いため、休憩施設や案内の充実
- ・途中発着のための鉄道駅等や宿泊地など輸送環境改善
- ・自転車通行位置を明示する矢羽根の設置など安全対策の実施
- ・特に**仙台～松島間を重点整備区間とし、2019.3までに矢羽根施工**



出典：みやぎ海への旅案内



出典：みやぎデジタルフォトライブラリー



震災復興・伝承広域連携ルート（仮）

沿岸地域における漁業・海産物等の魅力を生かしつつ、東日本大震災の遺構や伝承施設等を巡るルート(宮城県内約220km)を設定。

将来的に岩手県・福島県との連携も想定。

岩手県沿岸部との連携



重点整備区間

※仙台河川国道事務所では、H30年度内で国道45号仙台市～松島町間に 自転車通行位置を明示する矢羽根を施工

【凡例】

- オレンジ線 — モデルルート（仮）
- 赤線 — 重点整備区間
- 点線 — ツール・ド・東北2018ルート
- 斜線 — センチュリーライド2018ルート
- ★ 主な震災遺構
- 黒点線 — モデルルートのうち工事中区間

福島県沿岸部との連携

【地域ルート（想定）】

○沿岸部のモデルルート（仮）は、長距離かつ高低差があるため、滞在日数やニーズ、サイクリストのレベルに合わせ、多様なアクセスルート設定が可能となる地域ルートも想定。



出典：仙台市 自転車交通安全課



出典：南三陸町観光協会



出典：国土交通省 Good Cycle Japan



※今後設立する地域部会において、具体的なルート等を検討

岩手県沿岸部との連携



栗原地域ルート

東北新幹線栗駒高原駅からモデルルートにアクセスし、栗原地域や鳴子地区を周遊する地域ルート。山形県との連携も想定。

石巻大崎連携地域ルート

東北新幹線古川駅からモデルルートにアクセスし、大崎地域を周遊する地域ルート。山形県との連携も想定。

仙台西部地域ルート

温泉など自然豊かな仙台市西部を巡る地域ルート

宮城県南連携地域ルート

東北新幹線白石蔵王駅からモデルルートにアクセスし、県南地域を周遊する地域ルート。山形県との連携も想定。

角田丸森連携地域ルート

阿武隈急行鉄道駅からモデルルートにアクセスし、角田・丸森地区を周遊する地域ルート。福島県内陸部との連携も想定。

福島県沿岸部との連携



モデルルート（仮）

凡例	
	モデルルート(仮)
	※重点整備区間
	地域ルート(想定)
	※主な地域サイクリストの活動ルート
	ツール・ド・東北2018ルート
	センチュリーライド2018ルート
	主な震災遺構
	モデルルートのうち区間

- 安全で快適な自転車走行環境の構築のため、自転車の走行空間の整備（路面整備）を検討
- 自転車の走行空間の整備とあわせて、自転車走行空間の適切な利用を促すための案内看板の整備を検討

○路面整備

- 海岸沿いのモデルルートについて、1日も早い復旧・復興を進める
- 併せて自転車の通行位置を明示する区画線や矢羽根を順次設置
- 既存道路については、重点整備区間(仙台市～松島町)を設定し、H30年度内に矢羽根等を施工
- その他の区間についても交差点や急カーブ等の危険箇所を中心に矢羽根等を設置



路面への通行位置明示
(矢羽設置イメージ)

出典：北海道開発局 北海道環境イニシアティブ（自転車ツーリズムの推進）

○案内看板

- ルート整備に合わせ、分岐部等へ案内看板の設置



案内看板の設置
(奈良県の事例)

出典：奈良県自転車利用促進計画



案内看板・案内標示の設置
(しまなみ海道の事例)

出典：国土交通省 自転車の活用推進に向けた有識者会議資料

自転車観光の推進のための取り組み（イメージ）

- 自転車観光を推進するため、既存施設での自転車利用促進のためのサービス展開や情報発信、ツアー企画など、多角的なソフト施策を検討

○観光施設・道の駅・伝承施設等にサイクルレスト・駐輪場・貸出工具設置

- 青森県では、県内の公共施設、観光施設等において、自転車利用をサポートする備品等（駐輪ラック・空気入れポンプ）の設置、貸出を行い、
- 自転車利用者が休憩できる「ペダルレスト」と位置づけ整備。ペダルレストの設置箇所はホームページにて検索可能

▼道の駅 つるた



▼宿泊施設内への設置



▼ペダルレストの検索ページ



出典：青森県サイクル・ツーリズム推進協議会

○観光・飲食・災害伝承・産業・社会資本など総合的なガイドアプリの提供

- 国土交通省では、震災やその後の復興に関する情報と、東北の観光情報を合体させたスマホアプリ「ガイド東北」をH27.3月に公開
- アプリを通じインフラの現場や地域の観光スポットを巡る人の数を伸ばし、東北の復興に資することを旨とする。

▼ガイド東北の画面

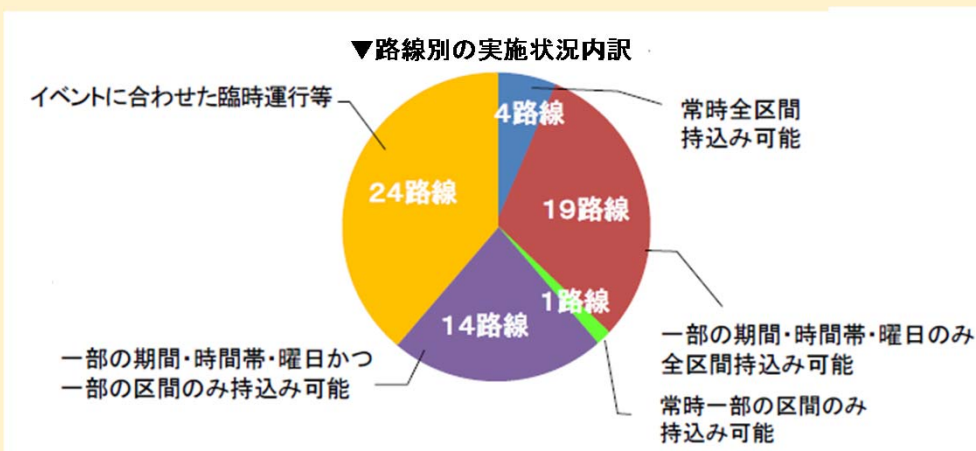


出典：国土交通省

自転車観光の推進のための取り組み（イメージ）

○サイクルトレインを活用したツアー企画等の設定

- 自転車を鉄道車両内に、解体せずにそのまま持ち込むことができるサイクルトレインを全国52社、62路線で実施（平成28年実績）
- 多くの路線では、常時運行ではなくイベント開催にあわせた臨時運行などの対応をしている。
- 宮城県内では、牡鹿半島へのサイクルトレイン「サイクルトレイン牡鹿号」を平成29年7月29日に運行し、乗車した人を対象としたサイクルイベントを実施



▼上信鉄道での実施例

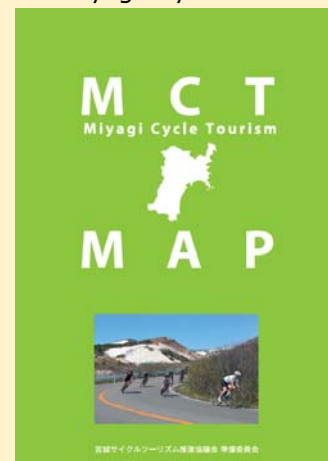


出典：国土交通省 自転車の活用推進に向けた有識者会議資料

○情報発信（HP,SNS,イベント連携等）

- 国内外からの多様な旅行者が県内各地を自転車で周遊できるように多言語による、案内マップの作成などの情報発信を実施。

▼Miyagi Cycle Tourism



▼奈良・京都サイクルマップ（英語版）



出典：宮城サイクルツーリズム推進協議会 準備委員会

出典：奈良県

○その他の自転車観光の推進のための取り組み

- 鉄道駅などにおける、レンタサイクル拠点整備
- サイクルバスの運行
- サイクルガイドや語り部などと連携した震災伝承

▼サイクルラックバス



出典：国土交通省 自転車の活用推進に向けた有識者会議資料